

由利本荘市トラック事業者支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、燃料価格の急激な高騰に対し、市内トラック運送事業者が事業継続のため必要な対策を進めるにあたり、燃料費高騰分の一部を補助することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営んでいること。
- (2) 由利本荘市内に本社を置く法人若しくは住所地を有する個人事業主であること。

(補助対象)

第3条 補助事業の対象は、補助対象者が貨物自動車運送事業の用に供する車両（以下「補助対象車両」という。）に係る燃料費とする。ただし、本補助金と同等の他市の補助金の対象となった車両は除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は次のとおりとする。

補助対象	区分	単位	1単位あたり単価
補助対象車両に係る燃料費	普通貨物自動車 (緑ナンバー)	1台	20,000円
	軽貨物自動車 (黒ナンバー)	1台	5,000円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、由利本荘市トラック事業者支援事業費補助金申請書（様式第1号及び2号）に、次に掲げる書類一式を付して市長に令和6年12月27日までに提出するものとする。

- (1) 請求書（様式第3号）
- (2) 誓約書（様式第4号）
- (3) 振込先口座が分かる通帳等の写し
- (4) 秋田県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業補助金交付決定通知（写し）
- (5) その他市長が別に定めた書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金交付決定通知（様式第5号）により通知し、遅滞なく申請者に補助金を交付するものとする。

2 市長は、審査により補助金を交付することが適当でないとき、補助金不交付決定通知（様式第6号）により通知するものとする。

(返還)

第7条 市長は、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

(2) 申請時に誓約した内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該交付を受けた交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第8条 市長は、補助金の交付が適切に実施されているかどうかを確認するため、補助金を交付した者に対し、申請内容の聴取又は立入検査を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。